

沖縄振興の仕組みについて

平成28年6月8日(水)



内閣府

1. 沖縄の特殊事情と沖縄振興の仕組みについて

◆沖縄の特殊事情

- ・ **歴史的事情** 先の大戦における苛烈な戦禍。
(県民の約4人に1人に当たる約9.4万人の一般住民が死亡。計20万人の犠牲)
- ・ **地理的事情** 東西1,000km、南北400kmの広大な海域に多数の離島(約160)が点在し、本土から遠隔。
- ・ **社会的事情** 国土面積の0.6%の県土に在日米軍専用施設・区域の74%が集中。脆弱な地域経済。

◆国の責務としての沖縄振興

○沖縄振興特別措置法

(全会一致の特別立法)

○沖縄振興基本方針

(内閣総理大臣が策定)

○沖縄振興計画

(沖縄振興基本方針に基づき、
沖縄県知事が策定)

・必置の特命担当大臣

・総理を除く全閣僚等から成る協議の場

(沖縄政策協議会)

・内閣府沖縄担当部局

(政策統括官、沖縄振興局)

・国の総合的な出先機関

(沖縄総合事務局)

・国会における特別委員会

(沖縄及び北方問題に関する特別委員会) など

・沖縄関係予算の

内閣府への一括計上

・沖縄独自の一括交付金制度

・他に例を見ない

高率補助(9/10など)

・各種地域制度

・各種優遇税制

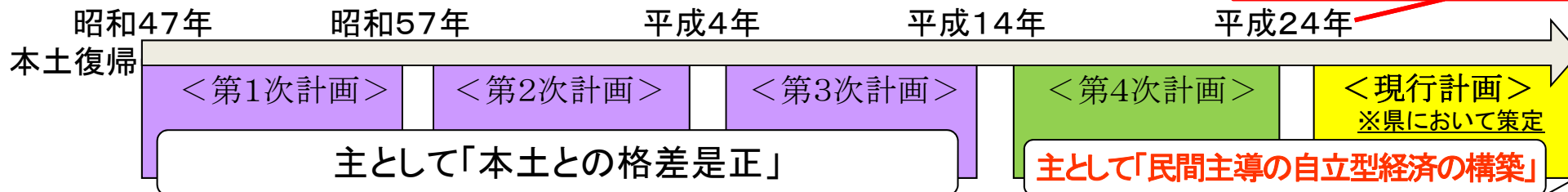
(ヒト(観光)、モノ、カネ、情報
分野における各種特別措置)

・沖縄振興開発金融公庫

など

◆沖縄振興計画による振興策

改正沖縄振興特別措置法による
新たな沖縄振興のスタート



内閣府沖縄担当部局予算額(累計) 10.2兆円(平成28年度まで含めると11.8兆円)

改正法の期限は平成33年度末

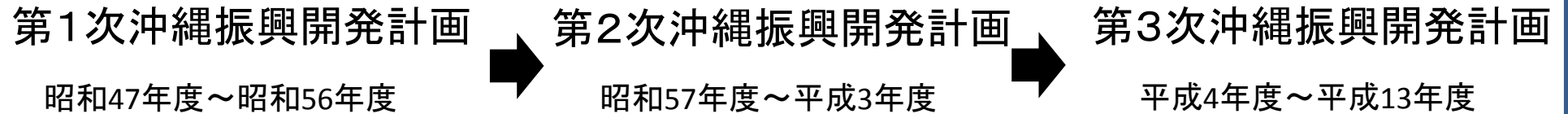
2. 沖縄振興関係特別措置法の変遷について

沖縄返還（昭和47年5月15日）

（琉球諸島および大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（昭和47年3月条約第2号））

沖縄振興開発特別措置法（昭和47年5月～平成14年3月）

（沖縄の振興開発を図るため、10年間の時限立法として沖縄返還日に施行。その後2度の期限延長）



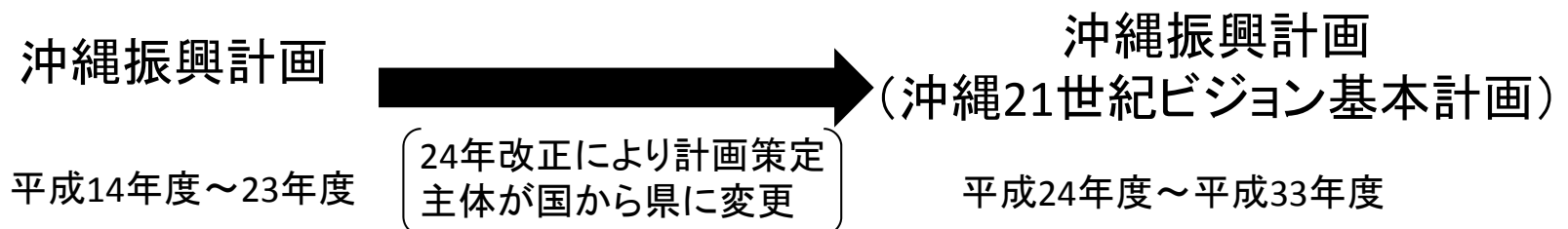
（注）法制定経緯：沖縄振興開発特別措置法案と一体となって沖縄振興に資することを目的として関連7法案（*）が昭和46年10月16日に第67回臨時国会に提案され、沖縄振興開発特別措置法は同年12月30日に可決成立。

（*）関連7法案：

- ①沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案、②沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案、③沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案、④沖縄振興開発特別措置法案、⑤沖縄振興開発金融公庫法案、⑥沖縄開発庁設置法案、⑦沖縄復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律案

沖縄振興特別措置法（平成14年4月～平成34年3月）

（自立型経済の構築に向けた更なる総合的な取組を行うため、新たな法律として制定。24年度に1度期限延長）



3. 沖縄振興特別措置法の計画体系について

- 平成24年の沖縄振興特別措置法改正により、沖縄振興における沖縄県の主体的役割を尊重し、その自主性をより発揮できるようにする観点から、国は「沖縄振興基本方針」を策定し、沖縄県が国の基本方針に基づき「沖縄振興計画」を策定することとされた。

平成24年沖振法改正による計画体系の変更について

(改正前)

(改正後)

沖縄振興計画(策定主体:国)

【内容】

- ・沖縄振興の基本方針に関する事項
- ・産業振興、雇用促進・人材育成、社会資本の整備等に関する事項

【策定手続】

- ・沖縄県知事が案を作成
- ・内閣総理大臣が、沖縄振興審議会の意見を聴き、関係行政機関の長と協議して決定

【期間】 10年

分野別計画(策定主体:沖縄県)

観光振興計画

情報通信産業振興計画

農林水産業振興計画

職業安定計画

【内容】

- ・各分野の振興方針
- ・地域指定(観光、情報通信産業のみ) 等

【策定手続】

- ・沖縄振興計画に基づき沖縄県知事が作成
- ・主務大臣の同意を求めることができる

【期間】 5年以下

沖縄振興基本方針(策定主体:国) 平成24年5月11日

【内容】

- ・沖縄振興の意義及び方向に関する事項
- ・観光・情報通信産業・農林水産業その他の産業振興、雇用促進、人材育成、教育、福祉、離島振興、社会資本の整備等に関する基本的な事項

【策定手続】

- ・内閣総理大臣が、沖縄振興審議会の意見を聴き、関係行政機関の長と協議して決定

【期間】 平成24年度を初年度として10年

沖縄振興計画(策定主体:沖縄県) 平成24年5月15日

【内容】

- ・観光・情報通信産業・農林水産業その他の産業振興、雇用促進、人材育成、教育、福祉、離島振興、社会資本の整備等に関する事項

【策定手続】

- ・基本方針に基づき沖縄県知事が作成
- ・内閣総理大臣は、提出のあった沖縄振興計画を関係行政機関の長に通知
- ・基本方針に適合しない場合、内閣総理大臣は沖縄県知事に計画の変更を求めることができる

【期間】 平成24年度を初年度として10年